

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1765号
令和2年12月8日

株式会社アイビューティ
代表取締役 藤井 律子 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「Jiaen Power 次亜塩素酸水」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和2年7月8日及び同年9月1日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「Ph 5.0～6.5 50ppm」及び「[濃度] pH 5.0～6.5 有効塩素濃度 50ppm」と表示することにより

(イ) 令和2年7月1日に、「Yahoo!ショッピング」と称するウェブサイト株式会社アンジェラ（以下「アンジェラ」という。）が開設した「Angela」と称するウェブサイトにおいて、「Ph 5.0～6.5 50ppm」及び「この製品の濃度は50ppm（Ph 5.0～6.5）です。」と表示することにより

(ロ) 令和2年8月20日に、「楽天市場」と称するウェブサイトアンジェラが開設した「Angela」と称するウェブサイトにおいて、「Ph 5.0～6.5 50ppm」及び「この製品の濃度は50ppm（Ph 5.0～6.5）です。」と表示することにより

あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmであるかのように示す表示をしていたこと。

イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmを大幅に下回るもので

あったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社アイビューティ（以下「アイビューティ」という。）は、岡山市東区西大寺松崎231番地1に本店を置き、生活用品・衛生用品の製造販売業、インターネット通販業等を営む事業者である。
- (2) アイビューティは、本件商品を小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) アイビューティは、本件商品の容器に貼付したラベル、「Yahoo!ショッピング」と称するウェブサイトアンジェラが開設した「Angel a.」と称するウェブサイト及び「楽天市場」と称するウェブサイトアンジェラが開設した「Angel a.」と称するウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) アイビューティは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (ア) 令和2年7月8日及び同年9月1日に、本件商品の容器に貼付したラベル（別添写し1）において、「Ph 5.0～6.5 50ppm」及び「[濃度] pH 5.0～6.5 有効塩素濃度 50ppm」と表示することにより
 - (イ) 令和2年7月1日に、「Yahoo!ショッピング」と称するウェブサイトアンジェラが開設した「Angel a.」と称するウェブサイト（別添写し2）において、「Ph 5.0～6.5 50ppm」及び「この製品の濃度は50ppm（Ph 5.0～6.5）です。」と表示することにより
 - (ウ) 令和2年8月20日に、「楽天市場」と称するウェブサイトアンジェラが開設した「Angel a.」と称するウェブサイト（別添写し3）において、「Ph 5.0～6.5 50ppm」及び「この製品の濃度は50ppm（Ph 5.0～6.5）です。」と表示することによりあたかも、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmを大幅に下回るものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、アイビューティは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日
の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1766号
令和2年12月8日

合同会社EVOLUTION
代表社員 上田 拓矢 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「【日本製／マスクを保護する除菌コート】使い捨てマスクを繰り返し使える・マスクの手前でウイルスをガード マスク 除菌 ウイルス対策 MASKGUARD」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和2年7月8日及び同年8月27日に、本件商品に同封した用紙において、
「【成分】200ppm次亜塩素酸水」と表示することにより

(イ) 令和2年8月26日に、「Amazon.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページにおいて、「成分：200ppm次亜塩素酸水」と表示することにより

あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、200ppmであるかのように示す表示をしていたこと。

イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、200ppmを大幅に下回るものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示

と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 合同会社EVOLUTION（以下「EVOLUTION」という。）は、大阪市東淀川区下新庄三丁目5番4号315号に本店を置き、雑貨等の通信販売業等を営む事業者である。
- (2) EVOLUTIONは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) EVOLUTIONは、本件商品に同封した用紙及び「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア EVOLUTIONは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (ア) 令和2年7月8日及び同年8月27日に、本件商品に同封した用紙（別添写し1）において、「【成分】200ppm次亜塩素酸水」と表示することにより
 - (イ) 令和2年8月26日に、「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページ（別添写し2）において、「成分：200ppm次亜塩素酸水」と表示することによりあたかも、本件商品における有効塩素濃度は、200ppmであるかのように示す表示をしていた。
 - イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、200ppmを大幅に下回るものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、EVOLUTIONは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条

第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 1 7 6 7 号
令和 2 年 1 2 月 8 日

K n e t s 株式会社
代表取締役 宮田 齊 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「新型ウイルバスターK」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和 2 年 7 月 8 日及び同年 9 月 4 日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「2 0 0 p p m」及び「品名：安定型次亜塩素酸水 2 0 0 p p m」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、2 0 0 p p mであるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、2 0 0 p p mを大幅に下回るものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置につい

て、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) K n e t s株式会社（以下「K n e t s」という。）は、福岡県大野城市乙金三丁目4番6号に本店を置き、雑貨の卸売業等を営む事業者である。
- (2) K n e t sは、本件商品を小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) K n e t sは、本件商品の容器に貼付したラベルの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア K n e t sは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月8日及び同年9月4日に、本件商品の容器に貼付したラベル（別添写し）において、「200ppm」及び「品名：安定型次亜塩素酸水 200ppm」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、200ppmであるかのように示す表示をしていた。
イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、200ppmを大幅に下回るものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、K n e t sは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
- (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 1 7 6 8 号
令和 2 年 1 2 月 8 日

株式会社伝聞堂

代表取締役 國友 将司 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「CORONA IN」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和 2 年 8 月 2 0 日に、「Y a h o o ! ショッピング」と称するウェブサイト開設した「伝聞堂」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、「次亜塩素酸水」、「高濃度 5 0 0 p p m」及び「濃度：5 0 0 p p m p h 5 ~ 6 . 5（出荷時）」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、5 0 0 p p m であるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、5 0 0 p p m を大幅に下回るものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社伝聞堂（以下「伝聞堂」という。）は、堺市中区深阪四丁23番43号に本店を置き、通信販売業等を営む事業者である。
- (2) 伝聞堂は、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) 伝聞堂は、本件ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 伝聞堂は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月20日に、本件ウェブサイト（別添写し）において、「次亜塩素酸水」、「高濃度 500ppm」及び「濃度：500ppm pH5～6.5（出荷時）」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、500ppmであるかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、500ppmを大幅に下回るものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、伝聞堂は、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
- （注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
- 訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提

起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 1769 号
令和 2 年 1 月 8 日

ハームレス・スタイル こと
川邊 治 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴殿は、貴殿が供給する「HARMLESS aMIST」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴殿は、貴殿が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴殿は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和 2 年 7 月 10 日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「HOCL 40～50ppm」及び「【HOCL濃度】40～50ppm」と表示することにより

(イ) 令和 2 年 8 月 18 日に、「Yahoo!ショッピング」と称するウェブサイト開設した「Harmless Style」と称する自らのウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、「【HOCL濃度】40～50ppm」と表示することにより

あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、40ppmから50ppmであるかのように示す表示をしていたこと。

イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、40ppmを大幅に下回るものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴殿は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示

と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (3) 貴殿は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴殿は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) ハームレス・スタイルこと川邊治（以下「ハームレス・スタイル」という。）は、東京都目黒区鷹番三丁目15番23に事務所を置き、雑貨の通信販売業等を営む事業者である。
- (2) ハームレス・スタイルは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ハームレス・スタイルは、本件商品の容器に貼付したラベル及び本件ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ハームレス・スタイルは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (ア) 令和2年7月10日に、本件商品の容器に貼付したラベル（別添写し1）において、「HOCL 40～50ppm」及び「【HOCL濃度】40～50ppm」と表示することにより
 - (イ) 令和2年8月18日に、本件ウェブサイト（別添写し2）において「【HOCL濃度】40～50ppm」と表示することによりあたかも、本件商品における有効塩素濃度は、40ppmから50ppmであるかのように示す表示をしていた。
 - イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、40ppmを大幅に下回るものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ハームレス・スタイルは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条

第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1770号
令和2年12月8日

株式会社マインズワークス
代表取締役 西村 幸尚 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「[Amazon限定ブランド] Cleanzia クリンジア 次亜塩素酸水 スプレー 300ml」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月18日に、「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページ（以下「本件ウェブページ」という。）において、「100ppm」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmであるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmを大幅に下回るものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際の

ものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社マイズワークス（以下「マイズワークス」という。）は、大阪市中央区南新町一丁目1番1号に本店を置き、次亜塩素酸水等の販売業等を営む事業者である。
- (2) マイズワークスは、本件商品を取引先事業者を通じて通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) マイズワークスは、本件ウェブページの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア マイズワークスは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月18日に、本件ウェブページ（別添写し）において、「100ppm」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmであるかのよう
に示す表示をしていた。
- イ 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmを大幅に下回るものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、マイズワークスは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
- （注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
- 訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1771号
令和2年12月8日

株式会社マグファイン
代表取締役 藤村 基嗣 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「アルコール65スプレー 100ml」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和2年5月30日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「アルコール濃度65度」と表示することにより

(イ) 令和2年5月21日に、「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページ（以下「本件ウェブページ」という。）において、「アルコール濃度65度」と表示することにより

あたかも、本件商品におけるアルコールの濃度は、65パーセントであるかのよう
に示す表示をしていたこと。

イ 実際には、本件商品におけるアルコールの濃度は、65パーセントを下回るものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表

示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社マグファイン（以下「マグファイン」という。）は、仙台市太白区茂庭字人來田西111番地の10に本店を置き、日用品等の製造販売業等を営む事業者である。
- (2) マグファインは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) マグファインは、本件商品の容器に貼付したラベル及び本件ウェブページの表示内容を自ら決定している。

- (4)ア マグファインは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和2年5月30日に、本件商品の容器に貼付したラベル（別添写し1）において、「アルコール濃度65度」と表示することにより

(イ) 令和2年5月21日に、本件ウェブページ（別添写し2）において、「アルコール濃度65度」と表示することにより

あたかも、本件商品におけるアルコールの濃度は、65パーセントであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件商品におけるアルコールの濃度は、65パーセントを下回るものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、マグファインは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。